

国立研究開発法人「科学技術振興機構（JST）」  
社会技術研究開発センター（RISTEX）  
研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公 / 私空間の構築」

## 多専門連携による 司法面接の実施を促進する 研修プログラムの開発と実装

### プロジェクト代表

立命館大学 総合心理学部教授  
（北海道大学名誉教授）  
仲 真紀子

### 司法面接支援室

567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150  
（B棟5階OICリサーチオフィス気付）  
立命館大学 大阪いばらぎキャンパス  
OIC総合研究機構  
child@forensic-interviews.jp  
http://forensic-interviews.jp

2018年7月発行

国立研究開発法人「科学技術振興機構（JST）」  
社会技術研究開発センター（RISTEX）  
研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公 / 私空間の構築」

## 多専門連携による 司法面接の実施を促進する 研修プログラムの開発と実装

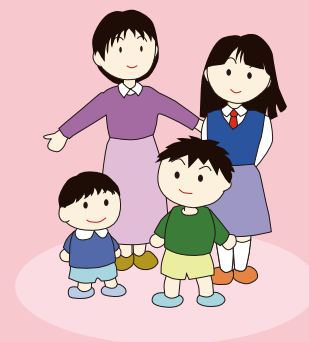
# NEWS LETTER

10周年記念号 5

July, 2018

### INDEX

- 「10年のあゆみ」に向けて … 1
- 司法面接 この10年の軌跡 … 3
- 北海道の取組みと経緯について … 5
- RISTEXの思い … 9
- 面接室について … 11
- おわりに … 12



# 「10年のあゆみ」に向けて

## 司法面接との出会い

私の専門は発達心理学、認知心理学です。子どもの語彙習得や、子どもと大人のコミュニケーション、子どもの記憶の研究などをしてきました。そういうなかで、かれこれ20年前、弁護士さんから子どもの供述の信用性について検討の依頼をいただいたのをきっかけに、子どもの供述や証言に関心をもつようになりました。

最初は、子どもの被暗示性(暗示にかかってしまいやすい傾向性)や、誘導的になりがちな面接のありかたの問題を指摘することしかできませんでした。けれども、これではいつまでたっても子どもから話が聴けません。1999年、英国ポーツマス大学での会合の後、廊下でこの悩みを話したら「英国では司法面接という方法で聴き取りをしていますよ。」目からうろこが落ちるように感じました。

帰国後、英国のガイドラインを取り寄せ翻訳したり、論文を書いたりしましたが、論述ばかりでは実用につながりません。なにより私自身、具体的にどうすればよいか、なかなかイメージできませんでした。そこで2006年に英国で3週間の研修を受け、その後、米国や再び英国で複数回研修を受け、研究と実際の方法が自分のなかで一致してきました。そこで臨床心理士、児童相談所職員、精神科医の先生方と勉強会・ミニ研修を始めました。

## それは北海道から

折しもJST/RISTEXで「子どもの安全」プロジェクトの募集があると知り、渡りに舟と応募し、2008年からプロジェクトが始まりました。司法面接室を開設し、道内の児童相談所と連携し、当初は1日半×2回を1クールとする研修を行いました。

2008-2012年はJST/RISTEX、2011-2015年は、文部科学省新学術領域「法と人間科学」、2015年からは再びJST/RISTEXの助成を受け、基礎研究を行い、研修に活かし、研修でフィードバックをいただき、それをまた研究や研修に活かすというかたちで面接法や研修プログラムの開発・改善、そして研修を行ってきました。

## 多機関連携へ

当初は児童相談所からの参加者がメインでしたが、取り調べの録音録画(可視化)が議論されるようになった2011年ころから警察官や検察官の参加も増えてきました。「取調べ(基礎編)」(警察庁、2012)が出た前後は北大での研修者の約半数が警察官ということもありました。このころから私達も児童相談所、警察、検察に積極的にお声かけするようになり、合同で研修を行うようになりました。2015年に最高検

察庁、警察庁、厚生労働省から三者で面接を行う「協同面接」の通知が出てからは、連携の波はさらに広がりました。

振り返ってみれば、児童虐待やDV事案が増えるなかで、実務家の抱えておられる困難が浮き彫りになり、行政・省庁が打ち出した方針の一つが「面接の高度化」であったのだと思います。このとき私たちはちょうど面接のあり方を研究していた。そこで目を止めていただき使っていただくことが可能になったように思います。社会的要請、現場の困難、そして研究者による情報発信が、社会実装への一つの道のりになるのかもしれないと思います。

## 研究者としてできそうなこと

時折「どうやって実務家と交流できるようになったんですか?」と聞かれることがあります。おこがましさを顧みず、参考になるかもしれないと思うことを書きます。

(1) 批判だけでは進まない:「ここが問題」「ここが不十分」という批判ばかりでは実務にとつての益は少ないように思います。「どうすればよいか」の材料をもっていることが重要であることを、英国でガイドラインに出会ったときに強く思いました。

(2) 教えていただく:現場で用いられている言葉や概念、問題や課題を教えていただくことがまず第一です。私は実務家を「先生」と呼んでしまいましたが、未知のことを教えてくださる実務家の方々はまさに「先生」です。

(3) 手伝わせていただく:実務家は日々難しい事案に取り組んでおられます。「コメント」や「アドバイス」ではなく、「手伝わせていただく」「使っていただく」ということでないとうまく事が運ばないように思います。

(4) 研究第一に考えない:ここは研究者としては我慢が必要などころです。研究成果を公表していくことは重要ですが、これが第一目標となつては協働は難しいように思います。

(専門家が目指すところは成果公表よりも、まずは良き実践です)。どう貢献できるかを考え、ラッキーにもそこで得られた事柄が公表できそうであれば、論文にします。

(5) 誰かと親くなる:交流のスタートは小さなところから。まずは、実務家のお一人と知り合いになり、周りの方とも交流を広げていくと輪が深まります。お酒が飲めなくても飲みニケーションは大事!

(6) 全部引き受ける:あとは返事は「はい」か「YES」のみ。100%お手伝いできる体制を整えます(御用学者になる、ということではありません! (笑))。

実務との連携の一助になれば…と思います。

## 仲 真紀子

1984年 お茶の水女子大学大学院  
人間文化研究科助手  
1987年 千葉大学教育学部講師  
1989年 千葉大学教育学部助教授  
1990年 デューク大学心理学部 客員教授  
1999年 東京都立大学人文学部助教授  
2003年 北海道大学大学院文学研究科教授  
2017年 立命館大学総合心理学部教授、  
北海道大学名誉教授

専門 認知心理学、発達心理学、  
法と心理学



(撮影 鈴木 順一郎)

# 司法面接 この10年の軌跡

| 省庁・制度                                                                                                | 出版 |       | プロジェクトとプロジェクトによる研修                                                                                                                                               | その他の活動 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ■英国保健省・内務省他<br>「Memorandum of Good Practice: MOGP」※1<br>(司法面接ガイドライン)                                 |    | 1992年 |                                                                                                                                                                  |        |
|                                                                                                      |    | 1999年 | ■英国ポーツマス大で MOGPに出逢う                                                                                                                                              |        |
| ■英国司法省「Achieving Best Evidence」<br>(司法面接ガイドラインのアップデート版)」                                             |    | 2000年 |                                                                                                                                                                  |        |
| ■ミルン・ブル「取り調べの心理学」北大路書房                                                                               |    | 2003年 |                                                                                                                                                                  |        |
| ■アルドリッジ・ウッド「子どもの面接法ー司法手続きにおける子どものケア・ガイドー」北大路書房                                                       |    | 2004年 |                                                                                                                                                                  |        |
|                                                                                                      |    | 2006年 | ■英国ポーツマスで司法面接等取材                                                                                                                                                 |        |
| ■英国内務省他「子どもの司法面接ービデオ録画面接のためのガイドライン」誠信書房                                                              |    | 2007年 | ■英国メトロポリタン警察研修受講<br>■龍谷大学で司法面接研修実施                                                                                                                               |        |
|                                                                                                      |    | 2008年 | ■札幌市児童相談所・精神保健福祉センターで司法研修実施(12回)<br>■RISTEX<br>「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクト(仲)(2008-2012)<br>■北海道大学に司法面接室開設<br>■司法面接支援室HPを開設<br>■米国APSAC研修受講 ※2                 |        |
| ■厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」                                                                                  |    | 2009年 | ■北大司法面接研修(1) MOGPを導入<br>3日間(1.5日×2回)で実施<br>2人組で演習。効果測定実施<br>■北大司法面接研修(2-3)<br>NICHD プロトコルを導入 以降年3回実施<br>■北大東京オフィスで司法面接研究会(定期)<br>※3 ※5<br>■米国ソルトレークCJCでNICHD研修受講 |        |
| ■国連児童の権利委員会「児童の権利に関する条約」司法制度条の保護措置につき勧告<br>■警察庁「被害児童からの客観的聴取技法の在り方に関する提言」<br>■ブル他「犯罪心理学ービギナーズガイド」有斐閣 |    | 2010年 | ■北大司法面接研修<br>NICHD プロトコルの「最小限の手続き」を導入 ※4<br>効果測定実施 4人組で演習<br>■外部研究者と連携し道外司法面接研修を開始<br>■米国CornerHouse研修受講<br>■北大において<br>米国Salt Lake CJC講師による司法面接研修 ※3             |        |
| ■日本学術会議<br>「科学的証拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」<br>■警察庁「被害児童からの客観的聴取に関する留意点」                                     |    | 2011年 | ■北大司法面接研修 2日で実施<br>■文部科学省研究費補助金新学術領域<br>「法と人間科学」(仲)にて<br>「子どもへの司法面接:面接法の改善その評価」(仲)(2011-2016)                                                                    |        |
| ■警察庁「取調べ(基礎編)」                                                                                       |    | 2012年 | ■英国サセックス警察研修受講                                                                                                                                                   |        |

|                                                                                                                                                                                        |       |                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| ■厚生労働省「子ども虐待対応の手引き(改正版)」                                                                                                                                                               | 2013年 | ■英国ルイス警察本部研修受講                                                             |
| ■最高検察庁<br>「検察改革3年間の取組ー検察の理念とその実践ー」<br>■セーデルボリ他<br>「知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック:<br>犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聞く技術」明石書店                                                                           | 2014年 | ■日本・韓国・台湾 札幌「司法面接」ラウンドテーブル                                                 |
| ■厚生労働省・警察庁・最高検察庁<br>「協同面接」を推進する通知<br>●最高検 「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」<br>●警察庁 「児童を被害者等とする事案への対応における<br>検察及び児童相談所との更なる連携強化について」<br>●厚生労働省 「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に<br>向けた警察・検察との更なる連携強化について」 | 2015年 | ■RISTEX<br>「他専門連携による司法面接の実施を促進する<br>研修プログラムの開発と実践」<br>プロジェクト(仲)(2015-2019) |
| ■仲(編著)「子どもへの司法面接<br>ー考え方・進め方とトレーニング」有斐閣                                                                                                                                                | 2016年 | ■司法面接トレーナー研修開始(2.5日)                                                       |
| ■警察庁「被害児童からの客観的聴取に関する留意点Ⅱ<br>ー関係機関の代表者による児童等からの聴取ー」<br>■刑法の一部を改正する法律施行<br>(付帯決議八「二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる<br>供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相<br>談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を<br>行う」)  | 2017年 | ■立命館大学にて司法面接室を設置<br>(北海道大学から移動)<br>■立命館大学人間科学研究所<br>「司法面接支援プロジェクト」開始       |
|                                                                                                                                                                                        | 2018年 | ■トレーナー報告会実施・<br>トレーナー間のネットワーク形成                                            |

※1 : 1992, Memorandum of Good Practice ; MOGP

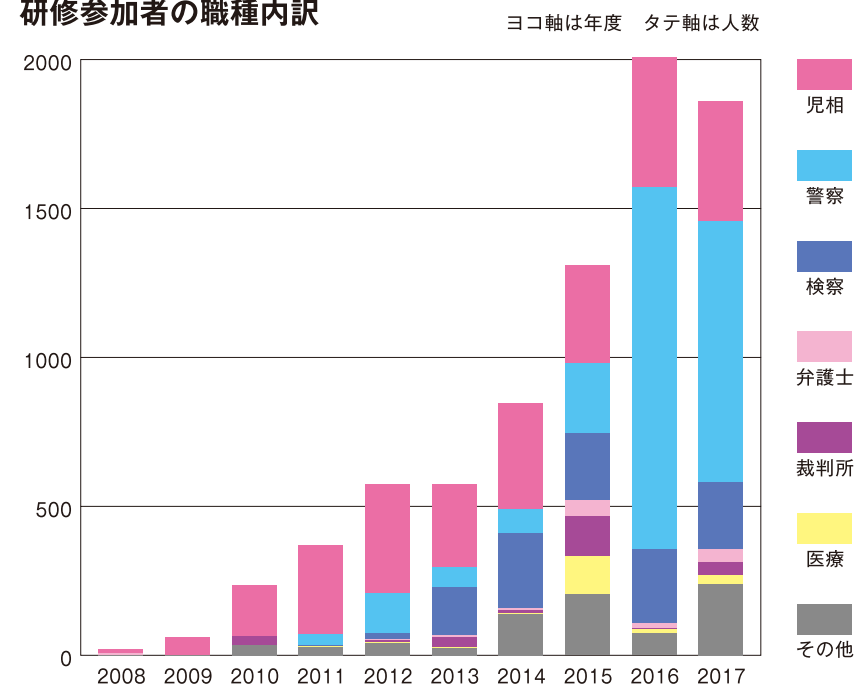
※2 : The American Professional Society on the Abuse of Children ; APSAC

※3 : Salt Lake County Children's Justice Center

※4 : National Institute of Child Health and HumanDevelopment ; NICHD

※5 : Lamb, Orbach, Hershkowitz, Esplin, & Horowitz, 2007

## 研修参加者の職種内訳



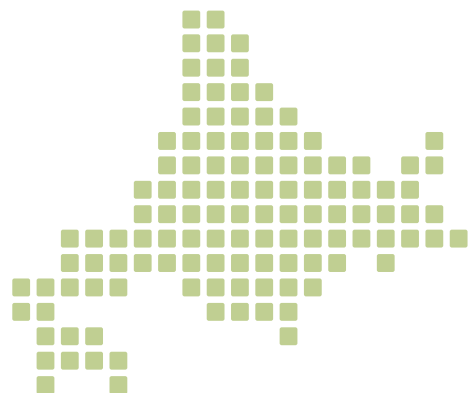
## 司法面接研修について

NICHDガイドラインをベースとした司法面接の研修を行っています。基本は2日間の研修で、講義の他に4回から5回の面接演習を行います。北海道大学や立命館大学で実施する際には、地域の小学生に被面接者としてご協力いただき、実際に子どもを対象とした面接演習も行っています。この他、1日半や1日間の研修、また、実事例を用いたフォローアップ研修なども行っています。

研修では4人1グループで、1名が子ども(被面接者)役、1名が面接者役、2名がバックスタッフ役となり、面接演習を行います。その他、面接計画の立て方、外部情報と子どもの証言を関連づけることの重要性、性的な内容に関する質問方法、話さない子どもへの対応などの講義を含みます。それぞれのグループに異なる職種や職場の方を設定することで、多職種の面接を疑似体験しながら、演習と講義が進みます。

## 北海道の取組みと経緯について

この約10年間にわたる司法面接法の開発に関する研究プロジェクトは、仲が北海道大学在任時から続いています。2008年11月に、RISTEX 研究開発領域「犯罪から子どもの安全」において、「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトとしてはじまり、北海道大学司法面接支援室が立ち上げられました。プロジェクト発足以前から交流のあった、北海道中央児童相談所、札幌市児童相談所などの実務家との連携を含む研究と研修からスタートし、現在の「NICHDガイドライン2日間研修」の土台が作られました。2011年からは北海道警察本部との連携も始まりました。本プロジェクトの原点でもある北海道では現在、児童相談所、警察、検察の三機関連携、そして、多機関共同での研修を維持していく取り組みが進められています。



## 第二第三の仲先生を作ること！

### ちょうど10年

そもそもこの司法面接技術研修というのが始まったのは平成20年なんですよ。それが1回目で、僕が参加したのが平成21年の2回目なので2期生になるのかな。今年29年がちょうど10年目になるんですね。その（私が研修を受けた）時は、釧路の児童相談所の児童福祉司で、虐待通報専門の担当者として赴任してましたので、面接技術を学習してきなさいということで参加させていただいたのが始めてです。

### 約10年。道内の児童相談所の関係者の方々の意識が変わったのは感じますか？

北海道児童相談所の司法面接研修を過去に受けた職員の総数をさっき計算したら、2017年までを全部含めると133人が受けている。まあ、ここ（児童相談所）から離れたもの、退職したものもありますけど。その人たちが受けて終わっているのではなくて、それを持ち寄って職員研修という形で枝葉みたいに広がる。133人が受けているけど、実際には200人にも300人にも薄くなり、濃くなり浸透している部分があって、司法とはいわないですけども、普段の面接の中でも生かされているやり方なのかなという風には思っています。

### 10年経った今、改めて児童福祉に関わる「司法面接」とは何かを考える

何を持って成功というのか、線引きが難しいかなって思いますけどね。要は1回の面接で終わることができました、「おお～、成功!」にするのか。じゃあ、2回以降（を実施したケース）は失敗にするのか。あまり聴けてないけど、成功例とするために1回しか聴かないとかだったら本末転倒になっちゃうんですね。司法面接って何のためにやってるのって。数字（回数）をいじるためにやってるのってことになっちゃうし。そういう兼ね合いは難しいかなって思っているんですね。

僕らの仕事っていうのは18歳まで面倒をみないといけないので、一時的に児童相談所から離れていても、2年、3年たってまた違う案件で戻ってくる。成人するまで把握していかなきゃならない。人間って第一印象で決まるじゃないですか。子どもたちに、児童相談所は助けてくれるところではなく、私たちをいじめるところなんだって思われちゃうと、次になんかあった時に「児童相談所に連絡するのやだな」、「また嫌な思いしないといけない」、「だったら我慢してればいいや」って（なってしまう可能性もあるので）、そこまで考えて子どもの負担を減らさなきゃいけないし、そこをスムーズに進ませなきゃいけないって考えてるんですけど。

## 警察や他の児相との共同研修の運営を担ってやってみて？

29年度から仲先生が北海道にはいないというところから、新たなものを創らなきゃならないっていうスタート。大変なのはわかっていたんですけど、想像以上に前に進んで半歩下がる。（研修の位置づけを）北海道の職員研修という立ち位置で行った場合、お金の面（の問題）が出てくるんですよ（補足：警察、市児相、弁護士など道職員以外の人も参加するので、北海道の予算で実施するのが適切かどうかという問題が出てくる）。そこで、アイデアとして出したのが、3年1周期みたいなかたち。（平成29年度は、道児相が主体でやったので）、30年度は警察さんが主体でやりますと。31年度の時は、札幌市児童相談所さんが主体でやりますみたいな。いろんな人にアイデアを授かりながら、北大の研修に近いものにしようっていう事を考えながらやっていたというかたちです。

## 今後の課題なんですか？

ここは個人的な見解ですけど。「今、司法面接は何で成り立っているの?」っていうと、仲先生で成り立ってるんですよね。でも、仲先生がいなくなったら、司法面接はここで終わるという風にはならないと思うんですよね。第二、第三の仲先生っていうのが、出来上がっていかなければならないと思うんです。それを北海道として誰が請け負っていくのか、この研修自体をどう運営していくかということが大事ですね。なれる力のある職員の方はたくさんいるのでそういった方々が勉強をして、学習して、仲先生に成り代わって誰か彼かやる。仲先生が（北海道から）いなくなって、（北海道の）勢いがいなくなったら残念ですね。それはなくしたいですね。そこが今後の自分にとって最大の、最終的な課題だと思うんですよね。

## 矢野 敦

北海道石狩振興局  
保健環境部児童相談室企画調整課  
（北海道中央児童相談所）主査  
（政策調整・里親）

2009年 司法面接研修参加  
2016年 司法面接トレーナー研修参加  
2017年 「北海道児童相談所」  
「札幌市児童相談所」  
「北海道警察」  
共同司法面接研修会の  
コーディネート



（撮影 鈴木 順一郎）



(撮影 鈴木 順一郎)

## 二口 之則

北海道立精神保健福祉センター  
相談研究部 副部長(現職)

- 2008年 北海道大学司法面接支援室の司法面接研修の児童相談所の担当者として従事
- 2008年 司法面接研修参加
- 2009年-2011年 司法面接研修で振り返り担当
- 2011年 北海道立精神保健福祉センター

## 最初は北大の勉強会から

どういったきっかけで司法面接研修を児童相談所で始めることになったのでしょうか？

小山先生

本当の最初は10年くらい前に北海道大学の教育学部で、異業種間の勉強会があったんですね。学校の先生とか、福祉関係、医療、もちろん司法の方も来てますし、現場で働く人の勉強会でした。そこに私も参加していて、その勉強会の何回目が仲先生の司法面接についての講義だったんですね。

児童虐待の問題で児童相談所が苦しんでいた時だった

小山先生

私が何故勉強会に参加するようになったかといえば、児童相談所が虐待の問題でもものすごく苦しんでいる時期で、とても児童相談所の中だけで解決できるような問題ではないということで、いろいろネットワークを広げていかなければという気持ちを強く持っていたためです。そこで、虐待対応の一つとして、司法面接という面接技法について仲先生が研究しているということを知りました。

虐待が「あったのか」、「なかったのか」を証明する時に、目撃者が誰もいないような状況で、子どもの証言だけがそれ(虐待)を証明するものでしかない場合に、その証言をどう得るのか。子どもが「殴られた」といっても、親は「(子どもを)誘導したんだろう」といってらちがあかない事態がよくあったんです。そこで、このような(司法面接的な)聴き方をすれば、(適切な)手続きに沿って(聴き取りを行って)こういう発言を子どもがしたから、例えば、児童相談所としては保護をするという根拠にすることができるんだなって思ったんです。

ただ、(仲先生との)本当の接点は懇親会でした。たまたま、隣の席が上宮さん、その隣が仲先生でした。そして、しばらくしてからかな、司法面接のプロジェクトをやりたいということで、仲先生が提案してきたんですね。

「司法面接」という言葉を聞いた時の印象は？

二口先生

私が最初に「司法面接」という言葉を聞いたのは、たぶん小山さんからです。ですから、仲先生や司法面接プロジェクトのことはわかっていませんでした。

小山さんは、司法面接技法の重要性を話していましたし、その研修の全道的な実施の必要性についても話していました。その後所内で検討され、当時私は北海道中央児童相談所の企画調整室にいましたが、私が担当し実施することになりました。

児童福祉の現場にある「カウンセリング・マインド」

二口先生

企画調整室という部署の前に私は児童福祉司という現場のケースワーカーをしていました。その時私は、「カウンセリング」という手法が児童相談所には必須だと思っていましたが、残念ながら児童相談所にカウンセリング(面接技法)を学ぶ仕組みはありませんでした。そんな時プロジェクトの

話が来まして、最初は「司法(事実確認)面接」は「カウンセリング」とは違った技法で、児童相談所に必要なのかと思いましたが、そもそも面接技法そのものを職責として学ぶ研修が無かったわけですから、司法面接の技法が(1つの)引き出しとして獲得されることは現場の児童福祉司にとって、とても役に立つだろうなと思いましたし、この技法が全道に広がれば良いなと思いました。

実際に研修をやってみて手応えというのはどうですか？

小山先生

いってみれば結構残酷な研修なんです。私が(面接演習で面接者役を)して、みんなでそれ(その映像)を見るわけですから。私もそうだったんですけど、自覚できてない自分の癖っていうのが目の前に映像として出てくるので、それはショックだけど効果的でした。事実を知る上で必要だなと思いますね。

「それで?それから?」というのをやってみて実感したこと

小山先生

会話の主体は向こう(子ども)がやって、それを促していくという。オープンで聴くから子ども(の話)はどこにいくかわからないんですよ。そうすると聴く側は耐えられなくなる。拡散していく話を整理したくなるんですよね。こういうトレーニングを受けて、聴くことに徹していなければ拡散していった話を自分が整理し始める、自分がわかりやすいような話に持っていくんだっていうのがすごいわかりました。ただ、オープンで聴くことによって子どもからは誘導されない真実がでてくるということも、まさしくその通りかなって思います。

今後の可能性、研究者に期待することは？

小山先生

「司法面接」というよりも、「事実を確認する面接」というこの面接の仕方というのは、虐待を含めて子どもから事実を聴く立場の人間はみんな持つべきコミュニケーション(スキル)。虐待された子どもから事実を聴くということだけではなくて、いろんな経験をした子どもから話を聴くという。そのための基本的な面接の仕方という風に思うので、これはもう、この仕事に携わる人がみんなそのチャンネルを持つべきかなと思いますね。深刻な事件ではもちろん必要ですけど、それに限らず子どもから話をきく聴き方として、この技法は大事な技法かなと思っていますね。

二口先生

当時から児童相談所でも産学が一緒になって児童福祉業務を進められたらいいね、という話はありませんでしたが、実際には難しいものでした。そんな時、司法面接プロジェクトの話が来て、つまり、このプロジェクトは北海道の児童相談所で初めての官学連携の事業となる訳ですが、この司法面接プロジェクトは、理論に裏付けられた研究と実践とが一体となった、単に学問として評価されるのではなく、実際に役立てられる(実装)ものでした。そして、これが北海道で形作られていくプロセスは本当に画期的でしたし、それに私が参画できたことはとても光栄に思っています。

今後、この仲先生の官学という取組みが、他の取組みにも広がっていくといいなと思っています。



(撮影 鈴木 順一郎)

## 小山 和利

北海道向陽学院 院長

- 2008年 北海道大学司法面接支援室とともに司法面接研修を開始(北海道中央児童相談所)
- 2008年 司法面接研修参加
- 2009年-2011年 司法面接研修で振り返り担当
- 2009年 北海道北見児童相談所
- 2011年 北海道中央児童相談所
- 2013年 北海道帯広児童相談所 所長
- 2015年 北海道立向陽学院 院長

# RISTEXの思い

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)社会技術開発センター(RISTEX)は、社会問題の解決に資する研究開発を推進するファンディング機関です。仲はこれまで2期にわたりRISTEXの研究開発プロジェクトに採択され、この司法面接法の研究開発を進めてきました。

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域  
「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクト(2008-2012)  
[https://ristex.jst.go.jp/anzen-kodomo/pj\\_naka/index.html](https://ristex.jst.go.jp/anzen-kodomo/pj_naka/index.html)

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域  
「多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装」プロジェクト(2015-)  
[https://ristex.jst.go.jp/pp/project/h27\\_3.html](https://ristex.jst.go.jp/pp/project/h27_3.html)

## 「司法面接」についてはじめに聞いたときの印象

### 安藤さん

このような問題があるということが、世間ではあまり知られていなかったと思います。子どもから事実を聴き取ることが非常に難しい一方で、それが次の被害を防ぐことや、子どもの負担軽減など様々な意味で重要であるということは、児童相談所や裁判などの現場をよく知る人だからこそ認識できる問題ではなかったでしょうか。ですから、2008年当時、応募のあったプロジェクトを選考するRISTEXの総括やアドバイザーの中でも、「こんなニッチな、だけれども、こんなに重要な問題があるんだ」と、まずは問題の着眼点にとっても感心していました。RISTEXは、社会問題の解決に向けて多様な専門分野の研究者のみに止まらず、現場で問題に取り組む実務家も含めた関与者との協働を方針として掲げていますが、協働は容易ではありません。それがこのプロジェクトでは、法学と心理学の異なる分野を融合させて、現場の方と共に問題にアプローチしようとしていました。海外では既に司法面接の取り組みが進んでおり、特にイギリスでは研究者と警察が連携して警察官のトレーニングに研究成果を反映させているという状況がありました。また、日本において、子どもの人権がもっと守られるべきだとの議論もありましたので、国際的な視点からみても、問題の重要性は明確で、衝撃的だった印象を持っています。

### ニーズ・プル型の研究

### 安藤さん

私も、仲先生のお話を伺い、感動した一人です。最初のきっかけは、子どもの証言の鑑定依頼を受ける中で、裁判では(質的にも)子どもの証言が使えないという問題が何度もあった、それをどうにかしないといけないという想いを持たれ

た、ということでした。ご自身の研究的な関心ではなく、現場で必要とされていることに対して問題意識を持つところから始まっている。そこが、従来型の研究とは異なっていました。自分の学術分野の枠組みの中で考えることや、自分の持っている研究シーズ(種)を出発点とする研究(シーズ・オリエンテッド:その研究領域にもともと存在する技術の種をきっかけに、新しいものを開発するという方法)がアカデミアの中では主流です。一方、現場のため、子どものためという、ニーズから出発する研究は、ニーズ・プル型(現場のニーズにあわせて研究開発を促進していくこと)や需要側からの研究などと呼ばれます。現場の方も、その問題の重要性や研究の必要性が分かるといことで一緒になって取り組むことができる。研究者が一方的に「この研究が必要だから」というのではなく、現場の問題として、あるいは、現場の人々が本当に必要と思っているということが最初にあったからこそ、研究の展開が早かったのではないかと思います。科学技術のファンドの多くは、研究者の自由な発想に基づく基礎研究や、技術シーズの創出を中心にしたものだと思います。この「犯罪からの子どもの安全(2007～2012年度)」という領域は、RISTEXがシーズ思考からニーズ思考へと転換し、現場の人たちと研究者とが協働してスパイラルアップできるようなものにファンドをするとの方針転換を受けて立ち上げたものでした。ですから、方針転換をしてからの初期の好事例が仲先生の研究だったと言えます。

### 今後の課題とトレーナーの存在

### 藤井さん

現在、児童虐待対応を行うために、警察・検察・児童相談所は司法面接と三者協同の技法が必要ですが、より普遍的に人から話を聴く時に、司法面接の技法が重要だと気づいている人が仲先生のもとに集まりだしている状況があると思います。虐待やいじめを発見する可能性が高い子どもと接する専門職の人はもちろん、親が子どもから話を聴く時に、オープン質問を用いたほうが話を聴けるといった場面にまで、司法面接の裾野は広がります。そうすると、それぞれが求めている内容を、一つの研修でカバーするのは難しいかもしれません。入

門編・中級編・上級編なのかはわかりませんが、研修を体系化することが必要な段階にも見えます。この2年で全国各地に多職種のトレーナー(※)が誕生したことは、司法面接が広がるうえで重要なことだと思います。トレーナーの方の専門分野や強みを活かした研修をどのように展開し、それを司法面接支援室はどのように支えるのか、そして開拓者であり研究者である仲先生は何に注力していくのかなどを、今後検討いただくことを期待しています。

※通常の2日間研修を受けた後に、トレーナーとしての研修を1日+通常の2日間の研修にもう一度トレーナーとして参加する計3日間のトレーナー研修を受講した方々

### 安藤さん

2008年の初期のプロジェクトの際にも、研修プログラムを作るだけでは(司法面接は)広がらないであろうと。広げていくためには仲先生以外にも司法面接を教えられる人が必要で、現場の専門機関(警察、検察、児童相談所の中で)で訓練ができるような仕組みが必要ではないかという議論がありました。ですので、採択条件に「トレーニングできる人を育ててほしい」と入れさせていただいて、社会システムに組み込むために必要な最初の3、4年のステップでやるべきことを考えて下さいと、当時はお願いをしました。

### 藤井さん

トレーナーの方たちが集まる会(2018年1月)に参加させていただいたのですが、「スキルをどう維持するか」「最新の技法をどう学んでいくか」といった、すでに実践で司法面接を行っている実務家の方々のフォローアップという、今までの研修ではあまりクローズアップされていない話が展開されていました。まさに、ニーズ・プルの研究課題が次々に生まれていて、現場と研究を架橋する仲先生の10年間の実践は今後もずっと続くのだと思います。

一方で、2日間の司法面接研修プログラム自体は、すでに確立段階といえると思います。もちろん、社会の変化や最新の研究を取り入れるなど、常に仲先生が更新していく必要はありますが、研修をシステムとしてどのように維持・継続していくかということに具体的な道筋をつけることが、現在の重要な課題であると考えています。

日本で司法面接・協同面接が実践されていくなかで、仲先生や司法面接支援室の果たしている役割や機能はとても重要であると認

識しています。協同面接が根付いて、一人でも多くの子どもが救われていくために、この機能をどう持続的なものにしていくか、今のプロジェクトの残り期間で仲先生にトライしていただきたいと思っています。研究開発の成果を社会に還元することを重視している我々としても、仲先生と一緒にこの課題を考えていきたいと思っています。

### 仲

シーズ・オリエンテッド、ニーズ・オリエンテッドと言っていれば嬉しいですが、最初は何がシーズか、何がニーズかわからないわけです。研究者と実務家が出会い互いに「何かできそう」と感じて、具体的に誘引力のあるきっかけがないと共同研究は動き出しません。司法面接に関する本を出版した、実務家と勉強会やミニ研修をやってみた…。でもその次は?というところでRISTEXが司法面接プロジェクトを引き上げ、牽引かつ後押しをしてくださいました。

「プロジェクトを一緒にやりましょう。契約を結びましょう」ということで、実務家と研究者が、具体的な目標を共有することができました。また、プロジェクトをサポートする司法面接室ができ、実質的な活動が可能になりました。司法面接室員の雇用も、実務家が研修に参加するための旅費も、経費支援があったればこそです。常に伴奏してくださったRISTEXにたいへん感謝しています。

## 安藤 二香

国立研究開発法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター RISTEX JSTプログラムオフィサー  
アソシエイトフェロー 博士(学術)

「犯罪からの子どもの安全」 研究開発領域 領域担当

## 藤井 麻央

国立研究開発法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター RISTEX アソシエイトフェロー

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」  
研究開発領域 領域担当



藤井 麻央

安藤 二香

(撮影 鈴木 順一郎)

# 司法面接室について

## 司法面接録音録画観察システム



写真1: モニター室での映像

News LetterのVol.3 (2017年12月)では、北海道大学から立命館大学に持ってきた機材で構築した「司法面接室」と「モニター室」を紹介しました。この時点では、アナログ信号で「モニター室」に音声と映像を伝送させていました。テレビの方式がデジタル方式に切り替わり、アナログ信号対応の機器は入手が難しくなっています。今回、デジタル方式で「司法面接室」と「モニター室」を設置したので報告します。

モニター室では40インチの家庭用テレビに、写真1の様な映像が写ります。もちろんこの画像は録画されます。警察や検察の録音録画システムを参考にして「近景(1)」「遠景(2)」「日時(4)」の合成を行っています。この他に、ズーム・チルト・パン可能なビデオカメラ(3)を合成しています。

面接室の全景が写真2です。写真2-1の様に、近景カメラ(主に子どもの表情と全身を写す)は子どもの目線程度の高さ、遠景カメラ(部屋全体を写す)は天井付近に設置されています。写真2-2の様に、子どもと面接者が座る椅子の背後に小さな机に乗ったマイクが設置されています。その背後上部に、ズーム・チルト・パン可能なビデオカメラが設置されています。

ズーム・チルト・パン可能なビデオカメラは、面接中に子どもが図を描くなどを行った時に、それをモニター室で観るのが目的です。実際の司法面接の映像を見た時に、ズーム可能なビデオカメラで子どもが描く図がズームアップされたことがありました。通常、面接終了後にしか観ることができない図を面接中に観ることができて、有効に思えました。ただし、この時は1つのカメラのみを用いていたため、図を写している最中は、子どもの表情や部屋の様子はわかりませんでした。今回の司法面接録音録画観察システムは、これら3つの映像を合成して記録しています。もちろん、子どもが図を裏返しにしたりすると、写すことはできません。このカメラは、モニター室に配置したりリモコンから制御が可能です。

これらの構成を図1に示します。設計当初は、録画機は面接室に配置していましたが、トランスミッターを十分に信用していなかったためです。トランスミッターが安定していることを確かめた後に、録画機をモニター室に移設しました。ズームカメラのリモコンは、現在は電波と赤外線を利用していますが、有線の通信に切り替える手立ても準備してあります。

「面接室」から「モニター室」に音声と映像を伝送するのは、10m程度の線で結線できるのであれば問題はありません。これより長くなると注意が必要です。アナログ信号の場合は、長距離の場合にノイズが発生する可能性があります。アンプを介するなど比較的容易に解決できます。デジタル信号の場合、信号にノイズが入ると、全く何も映らなくなってしまう。長距離用のデジタルケーブルも存在しますが、ケーブル自体が10万円以上してしまいます。今回は、デジタル信号(HDMI)を、トランスミッターを介して、同軸ケーブルで長距離伝送する方式を用いました。トランスミッターには様々な機種がありますが、立命館大学の大型講義室や講演会用の部屋で複数の大型モニターへの映像伝送に用いているトランスミッターを採用しました。

今回は新規の同軸ケーブルを用いました。ですが、昔から用いている施設などで、過去に敷設して現在使っていない同軸ケーブルがある場合、再利用可能かもしれません。もちろん敷設してあるケーブルの性能によって、どの程度までの距離に対応しているか、どの程度の画質のデータを伝送可能か、は変わってきます。

(文責 武田 知明)



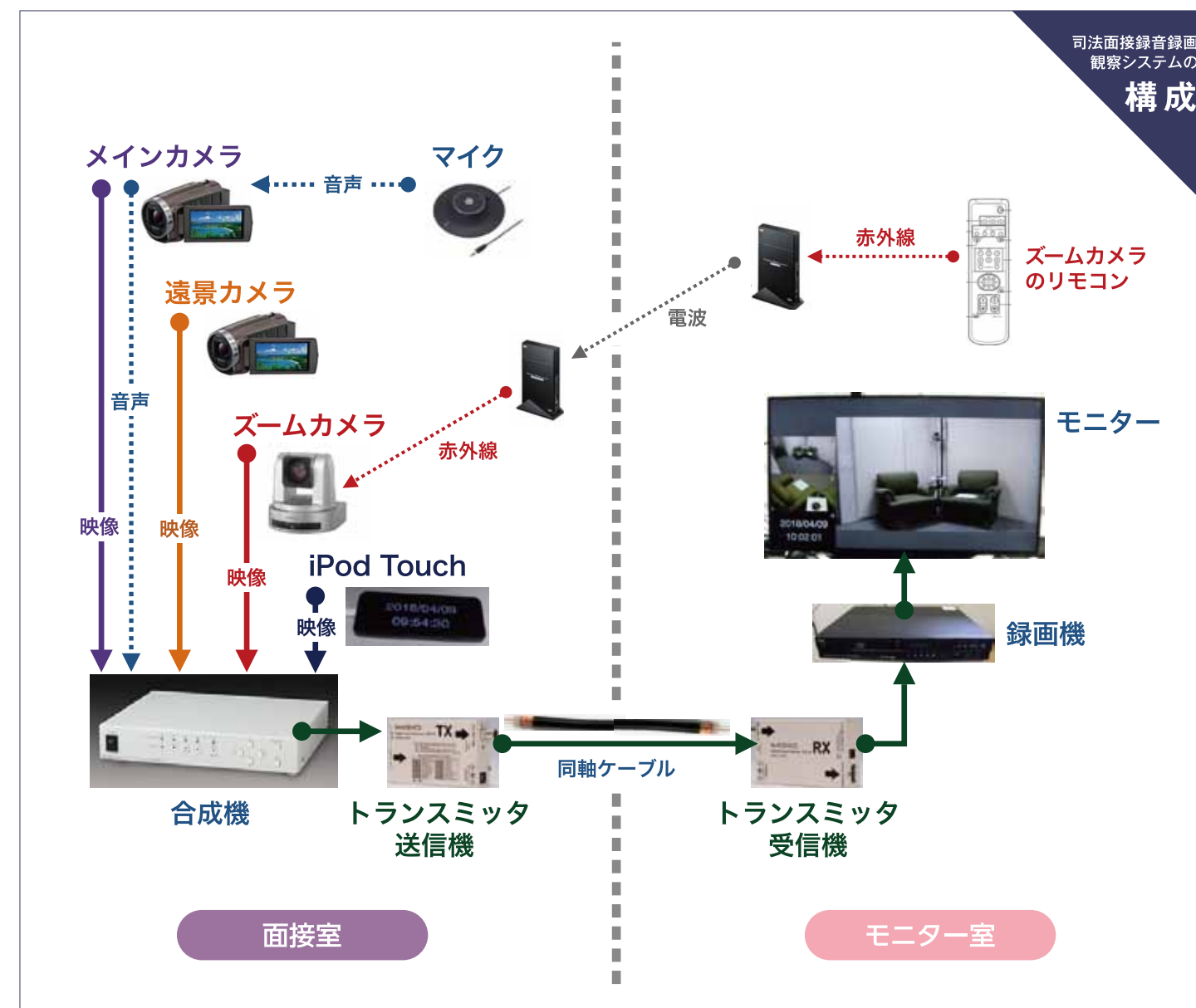
写真2: 面接室の全景



写真2-1: 近景カメラ(下)と遠景カメラ(上)



写真2-2: 椅子とマイクとズームカメラ



## おわりに



1997年に子どもの供述に出会い、1999年に司法面接に出会いました。2008年に司法面接の研修を開始し、それから10年が経ちました。このような道のりをまとめ、一つの足跡として役立てていただければというJST/RISTEXの応援のもと、この冊子は作成されました。

医学や工学の領域であれば、研究の社会実装は一般的なこともかもしれません。しかし、社会科学の成果が現実の社会で用いられるようになる道筋は、必ずしも明らかではないように思われます。

この冊子のテーマは、心理学の研究がどのようにして実務と出会い、どのようなかたちで実務に多少なりとも貢献できるのか、そしてどのようにして研究が社会の中で発展的に使われるようになり得るのかという、道のりです。

この道のりを振り返り、研究と実務の連携・融合がますます進むことを願っています。機会を与え、導いてくださった多くの方々にあつく感謝とお礼を申し上げます。

仲 真紀子